

弟子屈町立学校情報機器等の 整備・更新に関する計画

1. 端末整備・更新計画
2. 公立学校ネットワーク整備計画
3. 校務 DX 計画
4. 1 人 1 台端末の利活用に係る計画

令和7年3月

弟子屈町教育委員会

1. 端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	341 人	341 人	314 人	302 人	288 人
② 予備機を含む 整備上限台数	392 台	392 台	0	0	0
③ 整備台数 (予備機除く)	0 台	345 台	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0 台	345 台	0	0	0
⑤ 累積更新率	0%	100%	0	0	0
⑥ 予備機整備台数	0 台	51 台	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0 台	51 台	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	14.9%	0	0	0

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和 2 年度に整備した 496 台の端末について、恒常的な容量不足や不具合等が発生しており、日常的な授業等の利活用に支障が出かねない状態であることから、令和 7 年度に更新を行う。(児童生徒用 341 台、予備機 51 台の計 392 台)

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：496 台

○処分方法

- ・ 小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託：330 台
- ・ その他（教育関係現場や公共施設での利活用）：166 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・ 自治体職員が行う

- ・ 処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

- ・ 令和 8 年 4 月 新規購入端末の使用開始
- ・ 令和 8 年度中 使用済端末の事業者へ受け渡し

2. ネットワーク整備計画

① 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合

- ネットワーク速度が確保できている学校数・・・6校
- 総学校数に占める割合・・・100%

② 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

- 令和6年度に全ての学校でネットワークアセスメントを実施済み

(2) ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明

らかになっている場合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール

- 無線 LAN の電波強度等において課題がある教室等においてはアクセスポイントの増設などの対策を進め、令和8年3月までに改善することを目指す。

3. 校務 DX 計画

文部科学省「GIGA スクール構想の下での校務の情報化の在り方に関する専門家会議提言」に基づく次世代の校務デジタル化に向け、文部科学省が公表した「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」に示されている、教育委員会及び学校が教育 DX を推進する際に取り組むことが望ましい項目を実現するため、本町において、次に掲げる事項を重点的に推進する。

① 校務系・学習系ネットワークの統合

教育職員一人一人の事情に合わせた柔軟かつ安全な働き方を可能とするため、ゼロトラストの考え方に基づくアクセス制御によるセキュリティ対策を十分に講じた上で、学校・町情報管理担当・関係業者と連携を図りながら、ロケーションフリーで校務系・学習系ネットワークへ接続可能な環境の整備に向けた調査研究を着実に進める。

② 校務支援システムの全校導入

現在、北海道教育委員会が管理する校務支援システムを弟子屈小学校、弟子屈中学校の2校において、メール機能、掲示板機能のみの最低限の機能を利用しているのが現状である。今後は他の学校への校務支援システムを導入すると共に、校務・保健・学籍・成績管理などの校務への利用を進める。

全校導入後は、使用状況を調査・分析し、全道における校務支援システムの活用状況を注視しつつ、教職員間での会議資料等のペーパーレス化、教職員等の負担軽減・コミュニケーションの迅速化や活性化を可能とする環境を構築するため、パブリッククラウド上での運用を前提とした校務支援システムを検討する。

③ 次世代の校務デジタル化に向けた各種ツールの活用

上記2と合わせて、校務の効率化や授業の質の改善の改善を図るため、授業支援ソフトやデジタルドリルで蓄積された学習系データ、MEXCBT などの教育行政データ、児童生徒の出欠及び成績情報等の校務データなど、様々な教育データを自動的に収集・分析・加工して簡潔にまとめ、集計値や表、グラフなどで可視化するための管理ツール（データ連携基盤ダッシュボード）の導入やセキュアな環境下での校務における生成 AI の活用に向けた検討を行う。

なお、現状においては、教職員の ICT を活用した指導力に個人差があるため、全ての教職員が効果的に活用できるよう、教職員一人一人の ICT 活用能力に応じた個別指導や ICT 研修の実施回数を増やすなどの対応についても、併せて検討する。

④ FAX・押印の原則廃止

令和５年１２月に文部科学省が公表した「GIGA スクール構想の下での校務 DX 化チェックリスト」に基づく自己点検の結果の報告によると、一部でまだ保護者・外部とのやりとりで押印・署名が必要な書類があり、クラウド環境を活用した校務 DX を大きく阻害していることが指摘されていることから、災害や教育ネットワークの不具合時など FAX の方が電子メール等よりも効率的な場合を除き、FAX・押印の原則廃止に向けて、各種関係機関及び学校と関わりのある事業者に対して、教育委員会から慣行の見直しを依頼するなど、継続的に働きかけを行う。

4. 1人1台端末の利活用に係る計画

① 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「『令和の日本型教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」の内容に並びこれらに引き続く政府の議論等では、ICTの活用と小人数によるきめ細やかな指導体制の整備による「個別的な学び」と、これまでも日本型教育において重視されてきた「協働的な学び」を一体的に充実し、子供たちの資質・能力を育成することが求められている。

上記内容を踏まえて、本町では、ICT活用による特別な支援を必要とする子供を含めた、多様な子供たち一人ひとりに個別最適な学びとこれまで重視されてきた「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るとともに、子供一人ひとりの学習状況の適切な分析に基づき、一貫した教育活動が学校全体で勧められるように検証・改善を図る。

また、本町が学校教育の充実を図るため、重点事項として掲げている「確かな学力のかん養と情報化教育の強化」に向けた取組を進めるため、通信ネットワーク等のICT環境を一体的に整備し、基盤的なツールとして効果的な利活用を図る。

② GIGA第1期の総括

国のGIGAスクール構想を踏まえ、令和2年度に全児童生徒分、教職員分、予備機を含めた496台の端末及び全学校におけるネットワーク等を整備した。

学校現場における教科や学習場面に応じ、ロイロノート等のソフトを活用した情報の収集・理解・整理・発信・共有及び個別な学びのツールとして1人1台端末の日常的な利活用を図るとともに、端末の持ち帰りを可能とする為、通信環境がない家庭にはモバイルルーターの貸し出しを行い、長期休業期間中の課題やデジタルドリル等を活用した家庭学習に取り組めるように学習環境を整備し、児童生徒の学習意欲の向上及び学習環境の整備に努めた。

教育実習生には教育委員会で保管されている予備機の端末を貸出しし、全員が同じ環境で学習出来るように取り組んだ。

GIGAスクールの運営支援を業者に委託し、ネットワークトラブル等の早期解決や年に1回のICT研修会の開催など、児童生徒の学習環境に支障が生じないように努めるとともに、児童生徒に情報活用能力を身に付けさせるための教職員のICT活用指導力の養成を図った。

新型コロナウイルス感染症による感染や不登校生、多人数での学習が苦手な児童生徒の学びを保障するために、オンラインでの授業参加、タブレット端末にプリントを配布する等を実施した。

一方で、ICT の利活用が進むにつれて、タブレット端末の恒常的な容量不足による不具合、経年によるシステムの故障等のトラブルが多数見られた。

また、令和 6 年度に実施したネットワークアセスメントの結果にて、一部の学校において無線 LAN の電波強度等に課題のある教室等があった。

GIGA 第 2 期においては、タブレット端末を更新することで容量の確保し、またネットワークの環境を改善することで児童生徒の学びを保障する。

③ 1 人 1 台端末の利活用方策

令和 2 年度に整備した 1 人 1 台端末は、導入から 4 年が経過し、容量不足による諸問題やシステムのトラブルが増えてきており、日常的な授業等の利活用に支障が出かねない状況であることから、令和 7 年度に全児童生徒分に予備機を合わせた 3 9 5 台、教職員用の端末も 6 0 台更新する。

委託業者による GIGA スクール運営支援を継続し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かすため、外部講師による教職員向けの研修を 1 年に 1 回実施し、ICT に活用指導力の向上を図る。

1 人 1 台端末の日常的な利活用を継続するとともに様々な困難を抱える児童生徒に対する支援として、「不登校児童生徒の授業への参加・視聴機会の提出」、「希望する児童生徒への教育相談の実施」、「外国人児童生徒に対する学習活動支援」、「障害のある児童生徒や病氣療養児等、特別な支援を必要とする児童生徒の実態に応じた支援」など、多様な場面での活用を検討する。

ICT を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、既に導入している指導者用デジタル教科書に加え、学習者用デジタル教科書や AI ドリル等のデジタル教材を導入し、授業等において効果的に活用する。

また、児童生徒が「自分で調べる場面」、「自分で考えをまとめ、発表・表現する場面」、「教職員と児童生徒がやりとりする場面」、「児童生徒同士がやりとりする場面」、「児童生徒が自分の特性や理解度・進度に合わせて課題に取り組む場面」の 5 つの場面における具体的な活用方策について、課題の洗出しや活用事例の情報共有など、学校と連携を図りながら検討し、実行することで学校教育の質の向上を図る。